

史料紹介と研究

建暦元年「藏人所孔雀経御修法用途奉送状」
— 醍醐寺地藏院旧蔵の宿紙文書 —

藤原重雄・高島晶彦

はじめに

二〇一八年度に科学研究費にて購入し、二〇二〇年度に修補を終えた新収史料である。藏人所が発給した文書原本で、宿紙の標本として好例であり、簡単な史料紹介と料紙に関する所見を報告する。

古書肆の臥遊堂活価書目『所好』三号(二〇一八年二月) No.68「孔雀経関連文書三通」と載せられたうちの一通で、内容から醍醐寺地藏院旧蔵とみられ、孔雀経法に関する文書がこの他にも同時期に市場に出ており、もとは一連のものなのであろう。この建暦元年(一一二一)七月十三日の藏人所奉送状は、宿紙二紙を続紙とし、確認のためと思しき合点があつて、修法壇所へ送られた文書原本と判断されよう。江戸時代頃の裏打がなされていたが、本所史料保存技術室の高島晶彦・山口悟史との協議のもと、鈴木晴彦氏(国宝修理装演師連盟主任技師認定)に修復を委嘱し、裏打紙を除去してクリーニングを行い、欠損箇所を補填して、元の風合いも戻った。

一 建暦元年七月の孔雀経御修法

本文書の修法の実際について確認しておこう。『大日本史料』第四編十一冊(一九二一年刊)一七〇頁以下に建暦元年七月十三日条として「成賢をして、孔雀経法を醍醐寺に修して、雨を祈らしむ」の綱文を立て、

『百練抄』七月十三日、被始行孔雀経御修法、

『玉葉』七月十二日、今日、依祈雨御祈、被修孔雀経法、醍醐寺座主

成賢法印也、

と簡単な記事を載せ、『東寺長者補任』・『醍醐寺座主次第』など成賢の事蹟として触れられたものを引く。六月二日条には貫布禰・河上両社に奉幣、同月十四日条に神泉苑にて孔雀経法、醍醐寺清瀧宮にて読経させて祈雨を行っており、旱天だったことがうかがえる。

『大日本史料』未収の醍醐寺所蔵「清瀧宮孔雀経法日記」〔一五八函三〕一卷は、地藏院深賢による記録で、より詳しい。かいつまんで経緯をたどると、六月十八日に清瀧宮で孔雀経を読経すべしとの宣旨(順徳天皇)が到来し、夜陰に及んで始行して、二十三日には降雨があつて勸賞あるべしとの宣旨を賜った。ただしまた、二十三日・二十五日と今度は院宣(後鳥羽上皇)が二度下されたが固辞し、二十八日にも院宣が到来して翌月四日からの始行を命ずるが辞退するも、院宣が五度に及び、御室よりも仰せがあつた。七月十日に宣旨があり、十三日より伴僧二十口にて始行せよとのことで、今度は逃れ難く支度を献じた。ここまでは記録の地の文であるが、以下では文書の控なども収める。建久二年五月の勝賢による修法(これには詳しい記録がある)を例とし、道場は三宝院西廊であつた。十三日に始行し、十五日には雨曇が出現する瑞相があり、十六日に降雨、十七日に大雨となり、その日と翌日とに院宣があつて、二十日に結願して勸賞が仰せられた。

本文書は写されていないが、直接関わる記述として、七月十日条には、支度を献じて「奉行弁(藏人右少弁平経高)其後尋子細状等、度々到来、(在別)／注文(在別)壇・燈台等也」とあり、十一日付の平経高書状が写される。黒漆の道具を用いるということだが、先年は蓮華蔵院の道具を借りており、それを踏襲すると明日準備するのは難しい、白木であれば用意できる、名香については典薬寮に準備を命じた、何時から始行するのか、間に合うだろうか、と問い合せている。裏書によると、道具には蓮華蔵院の古物を用い、十三日条には「未刻御修法大幔等持来、卿二品(藤原兼子)沙汰也、(源)仲国沙汰云々、国本饗、(藤原)康業・(藤原)秀康勤之」とあつて、後鳥羽院に近い人物が請け負って遂行を手助けしている。

ここには十日に献じられた支度も写されていないが、同じ醍醐寺所蔵「孔雀経法御修法支度并卷数写」〔一〇五函一八（七）〕は、ともに写しで、①建暦元年七月日の支度と②建保六年（一二二八）正月廿一日の卷数とを収める。①の奥には「建保六年正月日、（九月又書之）権大僧正法印大和尚位（成賢）／奉行弁経高示云、大法奉行未練諸事、委細一通可注進云々、／仍雑具等所注進一通也、古支度必不然歟」とあり、②に際して参照されて日付・大阿闍梨が加筆され、②とともに伝えられていたのを、また転写したものである。②は修明門院御祈で、祈雨ではなく、建保と同時期と思しき案文一通も今回併せて購入している（17頁下段参照）。

この支度と藏人所奉送状とを比べると、ほとんど対応して、小異の他に、支度には五色糸二流、孔雀尾五莖、そして阿闍梨以下への「国当饗在朝夕」も加えられており、これらは別に用意されて道場に送られたのだろう。奉送状のうち「大幔二帖（各六丈四幅、在懸革二枚、但当時一枚也、）」の箇所は、支度では「大幔二帖（幔台木、色革二枚、釘二連、）」とあって、二枚と書かれていたが、受け取って確認すると一枚しかなかったという旨を注記したと理解できる。ただ「当時」には時間差のあるニュアンスも認めうるの
で、①の識語に雑具等の目録を作成したとあるのを参考にすると、②の建保六年の時に先例として参照されて、照合の記号として合点と注記が加えられた可能性もある。しかしながら、この奉送状を改めて写し直されたものとも考える必要はないと思う。なお支度の「米」の下には「壇供・人供・雑器等直合定」と小字があり、朝夕の饗とは別の経費であり、支出細目が次に示す別文書として原本が残る。

藏人所奉送状と一具であったであろう文書のうち、この修法に直接関係するものとして、少なくとも以下の四通がある（いずれも『鎌倉遺文』未収、『日本古文書ユニオンカタログ』著録）。史料編纂所影写本『森田清太郎氏所蔵文書』[3071.65-34]（一九二一年影写）に四通を収め、うち二通は『小泉策太郎氏所蔵文書』[3071.36-173]（一九三四年影写）を経て早稲田大学図書館の現蔵となっており、同館「古典籍総合データベース」より画像が

Web公開されている。³³

○建暦元年七月十二日「孔雀経御修法伴僧請定」（早大図現蔵）

※二十口の僧名を記すが、各人の「奉」の書き様がまちまちで、原本といえよう。「清瀧宮孔雀経法日記」に写が含まれ、そこでは僧名に公名などの注記が加わる。

○建暦元年七月日「孔雀経御修法伴僧張文」（早大図現蔵）

※請状とは僧名に若干の出入りがある。各人の名の下に部数を加筆するが、これも書き様がさまざまで原本であろう。合計すると三六九部（ただし重ね書きで読みにくい箇所あり）で、次の卷数案では孔雀経の奉読が「百八十部」となっており、大阿闍梨が十一部となるか。

○建暦元年七月二十日「祈雨孔雀経御修法卷数案」（現蔵者不詳）

※始行も「今月十三日」とするので、本修法のものと確定できる。

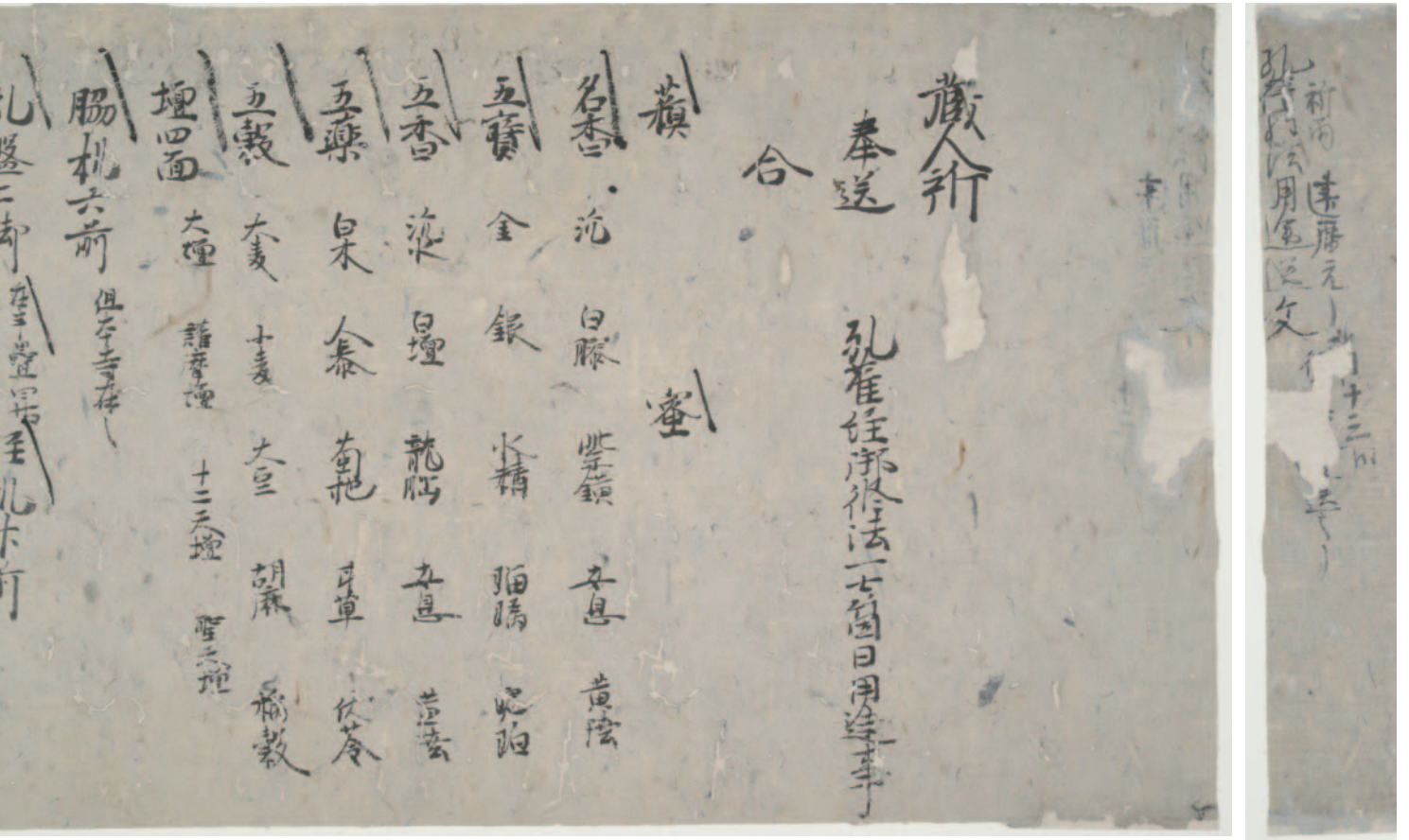
○建暦元年七月日「孔雀経御修法供米燈油私支配状」（現蔵者不詳）

※書出「孔雀経御修法一七ヶ日御供米／壇供・人供等并定百十六石七斗六升之内」とあって、配分の細目を記す。田楽法師十一人（上清瀧宮にて勤仕）へ五石も見える。寺主宗実による注進。

藏人所奉送状は森田氏所蔵のうちには入らなかったが、同じような時期に分かれた地蔵院旧蔵文書の一通で、もとの史料群における相互関係を把握することで、より理解を深められる。建暦元年七月の孔雀経法関係の文書原本が他にも現存し、この奉送状を原本と判断することを支える。差出の安倍資茂についても、同時期の記録に所見があり矛盾はないが、同人の筆跡と見なせる史料までは探していない段階である。

二 院政期から鎌倉時代初頭の宿紙

近年の料紙調査の一方で、高田義人氏の文献的な研究および、それを承けた末柄豊氏の検討によって、「宿紙」に関連する概念が整理された。一般に研究者が「宿紙」と言った際には、漉返紙で、薄墨色を呈し、藏人ないし藏人所の発給文書であるという三要素が想定されている（料紙分類では「薄墨



(端裏)

【翻刻】

〔端裏〕折雨
 孔雀經法用途送文／建曆元年□□十三日／
 〔行事力〕□□□□□□送之了、

藏人所

奉送 孔雀經御修法一七箇日用途事

合

蘇蜜

名香 沈 白膠 紫鑽 安息 黃陸

五寶 金 銀 水精 瑠璃 琥珀

五香 沈水 白壇 龍腦 安息 黃陸

五藥 白木 人參 (粉祀) 甘草 伏苓

五穀 大麦 小麦 大豆 胡麻 稻穀

壇四面 大壇 護摩壇 十二天壇 聖天壇

脇机六前但本寺在之、

禮盤二脚在半疊四帖、 經机廿前

燈台卅二本 壇敷細美布四反

供蓋細美布一段 蠟燭布一段

大幔二帖 各六丈四幅、 芥子袋

〔別等〕在懸革二枚、

〔但當時一枚也、〕

闕伽棚一基 桶五口大少

闕伽折敷五枚 杓三支

長櫃二合

米佰拾陸石漆斗陸升 能米定、

油陸斗參升同下文、 在下文先進了、

阿闍梨御淨衣一領在平裏、

伴僧淨衣廿領在平裏二帖、

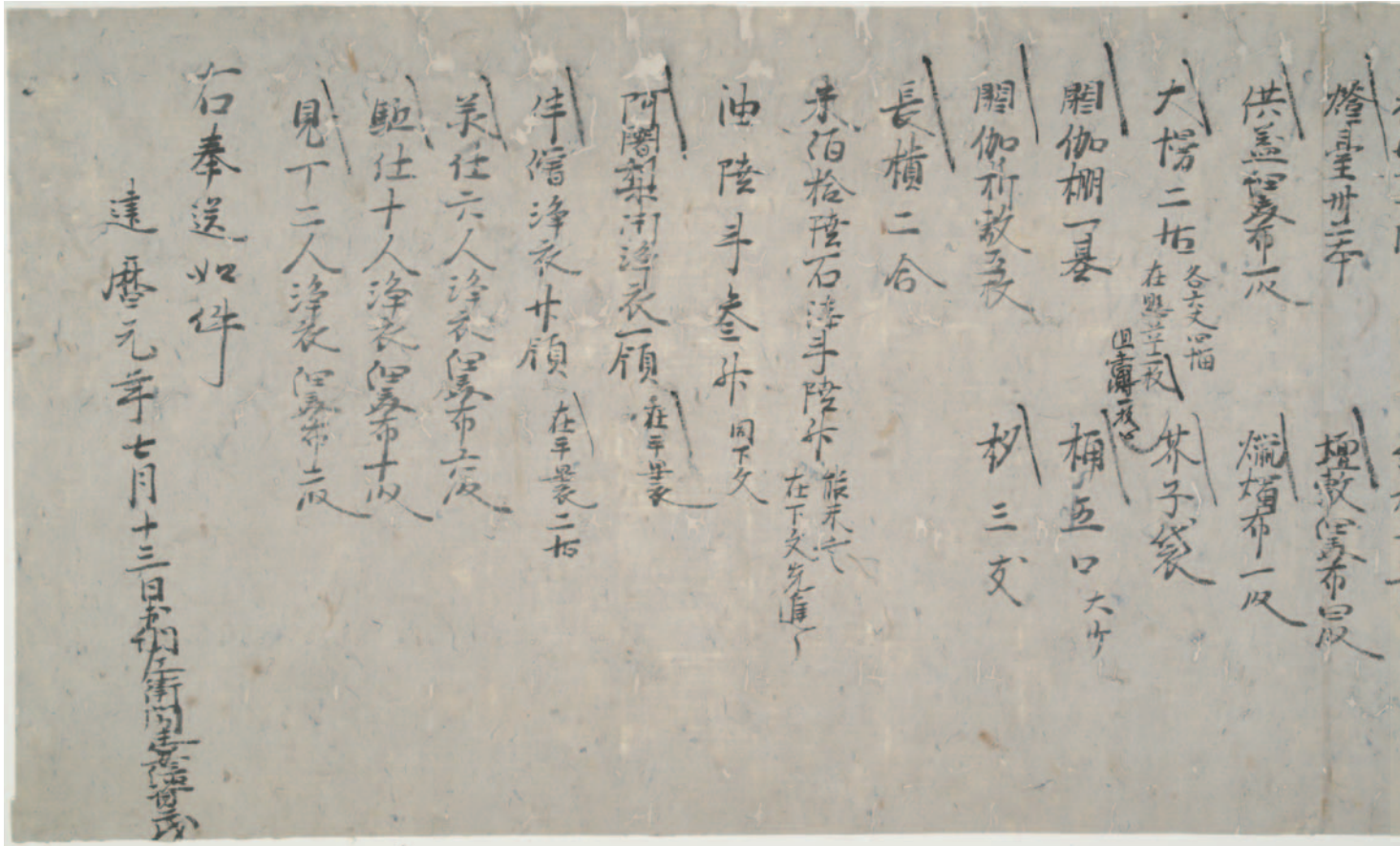
承仕六人淨衣細美布六段

駟仕十人淨衣細美布十段

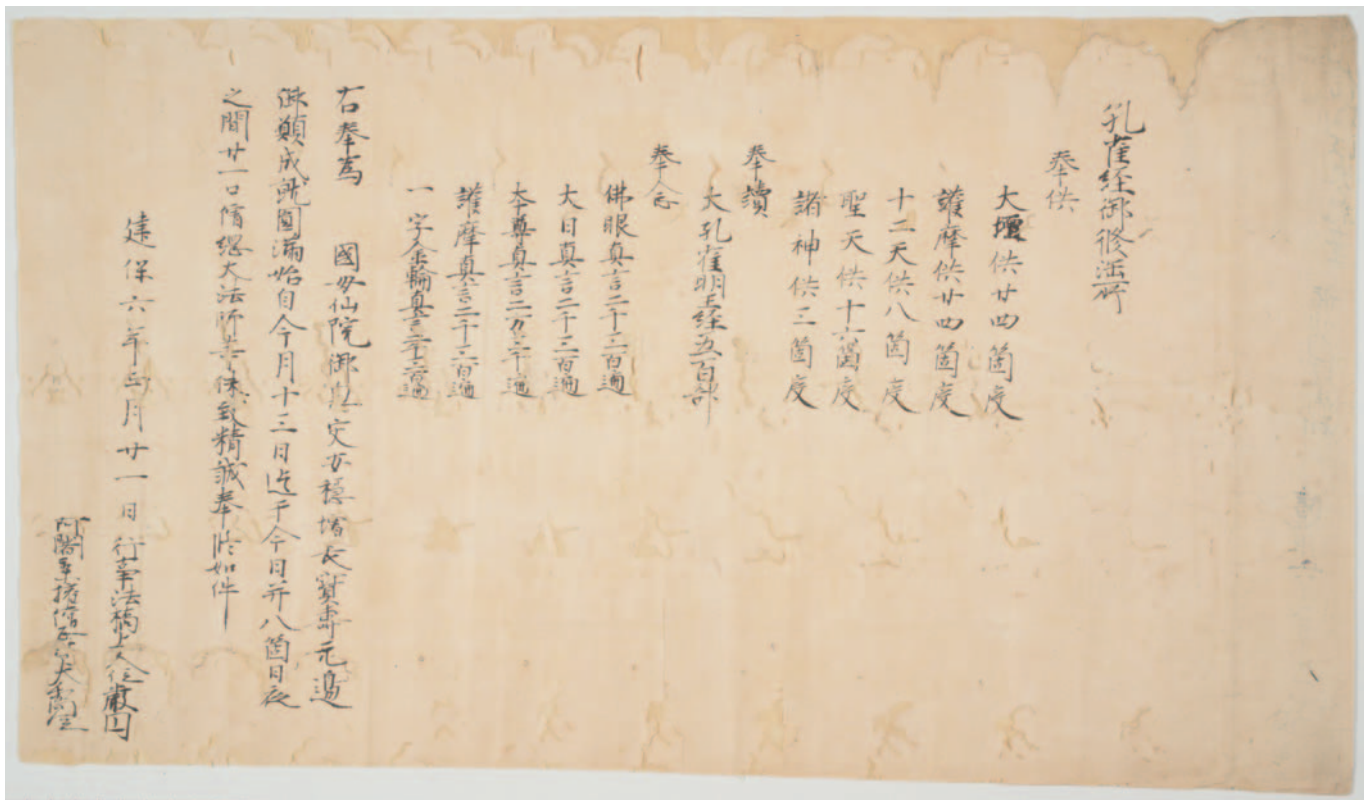
見了二人淨衣細美布二段

右奉送如件、

建曆元年七月十三日 出納左衛門志安倍資茂



建曆元年七月十三日「藏人所孔雀經御修法用途奉送状」(修補後) 32.3×102.4cm (撮影：畑山周平・小塩慶)



参考：建保六年正月廿一日「孔雀經御修法卷数案」(修補前) 32.8×57.1cm (撮影：遠藤珠紀・黒須友里江)

色の漉返紙」が一般的であろうか)。しかし実例に即すと、「宿紙」は必ずしもこの三要件を具備しておらず、定義とすることができない。平安期の「宿紙」とは「内紙」すなわち内裏内に宿候させた紙の意で、藏人所では図書寮紙屋院にて調製した紙屋紙を用いた。十一世紀中頃になると、紙屋紙は漉返紙の比重が大きくなり、それに伴って宿紙も漉返紙と同義となっていた。ただし漉返紙は、何らかの染紙加工をして薄墨色を呈するのであり、藏人および藏人所の料紙としての宿紙は、必ずしも薄墨色ではなかった。現存最古の薄墨色の繪旨の正文は、東南院文書「第一櫃九卷」の康和二年(一一〇〇)「堀河天皇繪旨」⁶⁾とされ、この段階で先の三要件を備えた「宿紙」が成立する。

この「堀河天皇繪旨」を収める一巻には、院政期から室町時代までの薄墨色料紙の繪旨・院宣一六通を継いでいる。院政期のものとして、「康治元年」(一一四二)十二月十五日「近衛天皇繪旨」⁷⁾「四〇八号」・「保元二年」(一一五七)四月二十九日「後白河天皇繪旨」⁸⁾「四〇七号」がある。さらに先行研究や本所「日本古文書ユニオンカタログ」を手がかりに事例を収集すると、院政期の薄墨色料紙の繪旨・院宣としては下記がある。

同じく東南院文書「第三櫃七卷」の八月十日「白河法皇院宣」で、『大日本古文書』東大寺文書二(東南院文書二)四九〇号では(保安三年カ)と傍注を入れるが、平正盛は保安三年夏頃に没したとみられ、『平安遺文』一七五九号では天永二年(一一一一)十二月十九日の文書の関連史料として扱い、『三重県史』資料編・古代・中世(下)(二〇一五年刊)伊賀国玉瀧荘四八号では康和二年に比定する。奉者の左中弁は藤原為隆ではなく、源重資(康和二年七月十七日に藏人頭)⁹⁾となる。

これに次ぐのが、薄墨色の宿紙の繪旨の早い例として紹介の多い醍醐寺文書「九三函二号」の天承元年(一一三一)二月二日「崇徳天皇繪旨」¹⁰⁾である。東大寺図書館所蔵薬師院文庫史料「一・一九三」の一巻には、「康治元年」十二月十八日「鳥羽上皇院宣」¹¹⁾、(永万元年・一一六五)七月二十二日「右少弁藤原長方書状」¹²⁾を収め、いずれも差出が藏人である。東南院文書「第六櫃三卷」の「養和元年」(一一八一)十月二日「後白河上皇院宣」¹³⁾は、

奉者が左衛門権佐(藤原)光長で藏人である。

藏人の書状形式の文書以外としては、東寺百合文書「テ函三」の保延元年(一一三五)九月十三日「伊予国留守所下文」¹⁴⁾は、差出の一人に「藤原(花押)」が見えるが、正本かどうか判断が難しい。壬生家文書の安元三年(一一七七)二月二十二日「四堺鬼気祭使交名」¹⁵⁾は、刊本によると漉返紙という。検非違使源仲頼以下の交名で、差出などはないが、高倉天皇不予による祈禱がなされている時期で、藏人の関与は想定できる。

鎌倉時代に入ると事例収集がより不十分であるが、壬生家文書の建久二年(一一九二)五月十二日「藏人右衛門権佐藤原長房書下」および同日「藏人右衛門権佐藤原長房奉書」¹⁶⁾は宿紙であるという。東大寺文書の建仁元年(一一〇一)三月十日「右大弁藤原資実奉書」¹⁷⁾の奉者は藏人頭である。東南院文書「第六櫃四卷」の(建仁元年)七月廿一日「後鳥羽上皇院宣」¹⁸⁾は、『大日本古文書』では奉者を「左大弁」と読んで藤原資実と傍注するが、「右大弁」で前と同じく資実であろう。台明寺文書の建仁二年十月「藏人所下文」¹⁹⁾が二通あり、差出は出納右衛門少志中原である。主題としている奉送状の翌年で、醍醐寺文書「一六函二」の(建曆二年)正月五日「順徳天皇繪旨」²⁰⁾は後七日法請書である。聖教類に含まれる事例は探索できておらず、この他にもまだ存在するだろう。

薄墨色料紙の藏人や藏人所による発給文書の原本を探してみたが、残されたものには繪旨・院宣が多く、藏人所牒はおおむね案文・写で、繪旨・院宣より格下の文書になると、原本が残る例は多くない。ここに紹介した藏人所奉送状は、年紀が明確な文書原本としては比較的早い事例となる。繪旨・院宣のような天皇・院や上位者の直接的な意思が表示・伝達される文書のみならず、より実務的で下級官人が作成に携わる目録形式の文書にも、薄墨色料紙の宿紙が用いられていた。このこと自体は新しい事実の指摘でないが、薄墨色料紙の使用が繪旨・口宣案など権利・名誉などに関わる文書に限定されてゆき、ついには漉返しでない薄墨色料紙が用いられる流れを想定するならば、内裏に宿候したという本来の意味での「宿紙」の過渡的な様相を示す一

例ともなる。今後注意していると、伝存数には限りがあるが、蔵人や蔵人所の関わった実務的な文書に、薄墨色ではない漉返紙の原文書が見出されるかもしれない。

三 紙質の観察

外見的特徴

寸法は、第一紙が縦三三・三cm、横五・一四cm、第二紙が縦三三・三cm、横五・一〇cmである。厚さは、平均〇・一九mm(最大値〇・二二mm、最小値〇・一四mm)でやや厚めではあるが、斑が多い。重さは、二紙で測定して一八・八五g、一枚当たりの重さは九・四g程度になり、やや重めである。紙の継ぎ目にかなり濃度の濃い糊が用いられ、通常は修理の際に紙の継ぎ目を外すが、無理に外そうとすると繊維を傷める可能性が非常に高いため、今回の修理では継ぎを外さずに修理を進めた。密度は、約〇・一九 $\frac{g}{cm^3}$ と一般的な楮紙の密度である(紙文化財研究家の大川昭典氏のご教示によると一般的な楮紙の密度は〇・二五から〇・三五 $\frac{g}{cm^3}$ である)。

色は、薄い灰色で、いわゆる薄墨色である。樹皮片などの異物が顕著に残る。繊維束も多く、繊維溜りも見られる。また文書の紙片が所々に散見される。

紙漉きの痕跡である簀の目は、非文字面に一寸当たり二〇本、糸目中も五〇mm間隔で、明瞭に見受けられる。また板目は文字面に、刷毛目は非文字面にはつきりと見て取れる。

触感であるが、柔らかさの中にも張り(紙の強さ)のある印象を受ける。

顕微鏡観察

透過光下での二二〇倍率・一〇〇倍率のデジタル顕微鏡で、墨のついた楮繊維や青く染められた繊維、やや多めの粒子状の夾雑物(非繊維物質)を確認した【写真1〜3】。ただし、填料としての米粉は見受けられない。若干デンプン粒子と思われるものが見受けられるが、その量から見るに填料というよりはむしろ填料入りの紙を漉き返したと言える。

特に一〇〇倍率の画像では、繊維がやや赤みのある薄灰色で均一に染まっ

ているのが判る。また薄いピンク色をした被膜状のものが見受けられる【写真4】。この被膜物は、色の定着助剤として使った柿渋液が残存したものとと思われる。今回、薄墨色の楮の補修紙作製で、少量の柿渋液を水に溶いて墨を塗布した楮紙を漬けた場合、これと同様の皮膜状物が残留する結果を得ている【写真5】。

湯山賢一氏の整理²¹⁾によれば、漉返紙の宿紙の一般的な制作工程は、煮熟↓叩解↓水洗・灰汁出し↓料紙調合+墨+柿渋↓紙漉↓紙床↓脱水↓乾燥となる。富田正弘氏を代表とする科研において、薄墨色の宿紙の復元研究が行われた。単に墨を混ぜても、漉き上げの過程で定着剤となるものがなければ、水落ちで流れてしまう。繪旨の料紙にやや茶褐色化したものがあり、材料の入手面から、定着剤には柿渋を用いたと推定し、料紙の調合の際に墨と柿渋を加えて漉き上げて、色の定着を成功させている。

次に繊維の配向強度をみる。繊維配向の強度とは、一〇〇倍率レンズを装着したデジタル顕微鏡で撮影した繊維画像を一〇二四×一〇二四画素に切り出して二値化処理し、フーリエ変換してパワースペクトルを求めて振り幅の角度分布を計算して、繊維の配向角度および強度を求めたものである。繊維配向度の目安は、一・一〇〜一・二〇あればやや繊維が配向している、一・二〇以上であれば特に強く配向し、一・一〇以下であれば無配向であると判断してよいと考えられる²²⁾。

第一紙は、文字面が一・〇八九とほとんど配向が見られず、非文字面は一・二〇一で強い配向を示している。第二紙も、文字面が一・一一九と配向は弱く、非文字面が一・二三三と強い配向を示している。おおよそ文書料紙は文字面の数値が高く、非文字面は低い(前注論文)。

小括

以上の観察結果から、この文書料紙は、繊維束・繊維溜り、文書紙片、墨付楮繊維および青く染められた繊維の状況から漉返し繊維を主原料としている。ただ、柔らかさの中にも張り(紙の強さ)のある印象を受けることや、樹皮片などの異物が顕著に残ること、やや多めの粒子状の夾雑物(非繊維物

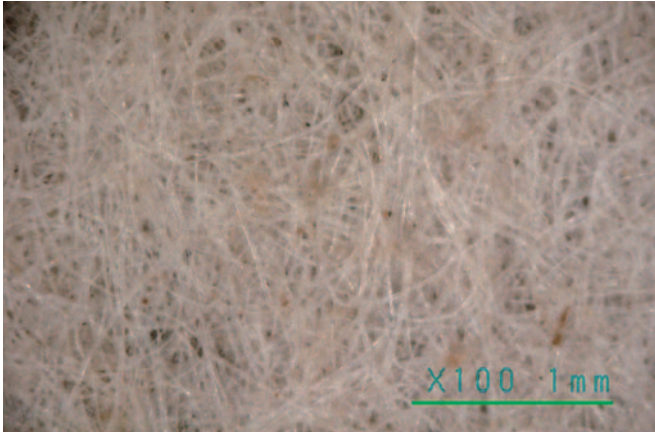


写真 4

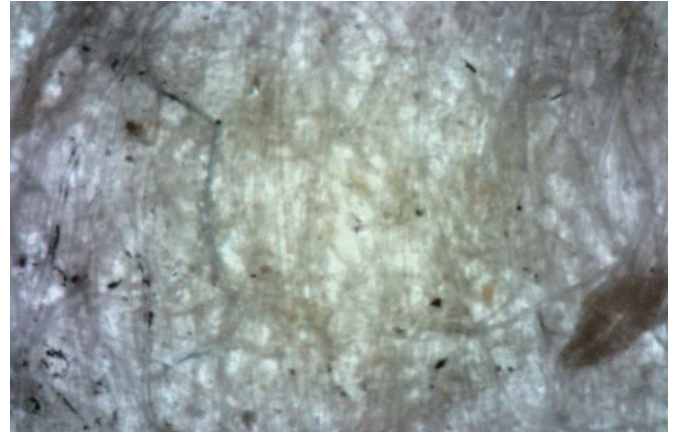


写真 1



写真 5

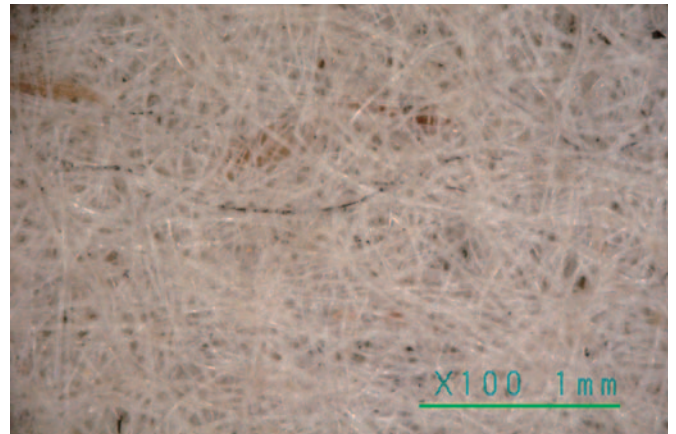


写真 2

【解説】

写真 1 220倍率の透過光画像

繊維壁が厚く、中央部分に節があり、楮繊維とわかる。
 繊維に墨が付着しており、漉き返し繊維である。
 繊維間にあるやや大きめの粒子が非繊維物質（柔細胞）である。

写真 2・4 100倍率の反射光画像

やや赤みのある薄灰色で均一に染まった繊維。
 墨の付着物や薄いピンク色の被膜物（柿渋の残留物）が見受けられる。

写真 3 100倍率の反射光画像

青く（藍色に）染められた繊維。
 一定量ではなく、点在することから、漉き返し繊維の一部と考えられる。

写真 5 復元した薄墨色楮補修紙の100倍率の反射光画像

少量の柿渋液を水に溶いて、色の定着液として使用したもの。
 宿紙と同様の薄いピンク色の被膜物が見受けられる。

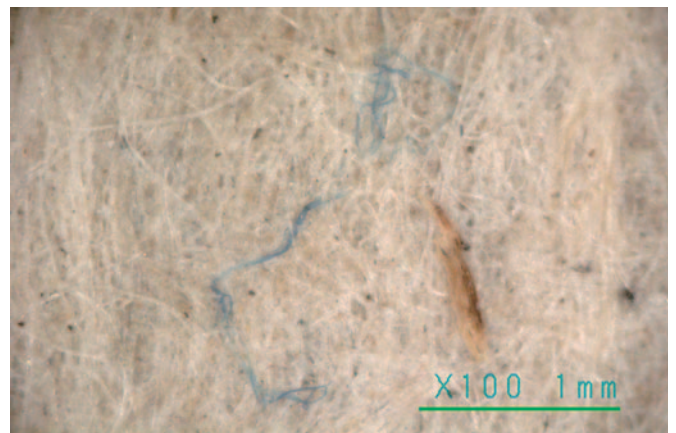


写真 3

質)が見受けられることから、新しい繊維も含まれていると考えられる。これは、漉き返しの際、繊維を再度叩解し水洗いするため、通常ならば樹皮片や粒子状の夾雑物(非繊維物質)の残存は少ないと考えられるからである。富田正弘氏を代表とする科研の料紙復元において、抄紙に従事された国選定保存技術者(修復補修紙作製)の江渕栄貫氏のご教示によると、ネリの効いた紙は繊維の水素結合が甘く、紙になりきれないため、紙床積みして荷重をかけて脱水すると、乾いた部分が癒着して紙の表面がかすれてしまうとのことである。つまり、紙の強度を上げるために粒子状の夾雑物(非繊維物質)を含ませており、繊維同士の交差した部分で非繊維物質(とくに柔細胞)が潰れて乾燥すると、これが接着剤としての役割を果たし、紙の強度が上がるのである。

また、非文字面に二〇本と細かい簀の目と刷毛目があり、かつ配向が一・二〇以上と強い配向を示していること、文字面に板目があり、配向強度も低いことから、細かい簀を使用して脱水のスビードを緩やかにし、ネリを効かせて繊維をよく流していること、また乾燥方法は、板目・刷毛目と文字面との関係から、通常とは逆であることが判る。

四 むすびにかえて

本稿は、一・二章を藤原が執筆し、三章を高島が執筆し、全体を藤原がまとめた。祈雨や孔雀経法の評価など中世史研究における論点^②は割愛し、文書一通に即した速報となるが、標本として好例であることを確認した。比較事例の詳細な検討によって、本史料の位置がより明確となることを願うものである。現在、修補の手当を行っている同時購入文書の整理後に、近くまとめて登録されて利用可能となる予定である。

注

(1) 史料編纂所架蔵写真帳 [6171.62-45-823]、『醍醐寺文書記録聖教目録』[RS6470-1-22] 二〇・二二頁著録。西弥生『中世密教寺院と修法』(勉誠出版、二〇〇八年) 二四七頁に言及がある。嘉元元年写、一卷、紙背文書あり。原表紙外題「孔雀経法日記(建暦元年七月/遍智院(成賢) 定什、奥書

「写本云、愚僧養母禪尼喪之周辰之中、依禁忌不能供奉、雖遺恨多端、存報恩之志、但乍懼臨其場、聊記大概而已、/金剛資深賢(生年/卅三)

宝治元年(一二四七) 六月廿一日、於地藏院書寫之了、/判

嘉元々年(一三〇三) 十一月十四日、於三寶院書寫了、/金剛仏子定什)。

定什は永仁五年(一二九七) 閏十月に宝池院通海より三寶院流を受法、『伝法灌頂師資相承血脈』(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』一、一九七八年) にも通海弟子、大夫法印と載る。

(2) 史料編纂所架蔵写真帳 [6171.62-45-377]、総本山醍醐寺編『醍醐寺文書聖教目録』六(勉誠出版、二〇〇三年) 一七二頁著録。一卷、鎌倉後期写。なお後欠のため確定できないが、①の原本に相当すると思しき断簡も最近、市場に出ている。

(3) 千々和到・北爪寛之・熊谷博史「國學院大學図書館所蔵「森田清太郎旧蔵醍醐寺地藏院等文書」」(『國學院大學校史・學術資産研究』三、二〇一一年) によれば、森田文書九五点は昭和初期に散逸し、うち四一点が小泉文書となり、それらは全て早稲田大学図書館所蔵となり、小泉文書とならなかった五四点のうち一九点が國學院大學図書館所蔵となったという。残り三五点の行方を今回追跡していないが、一六点は九州国立博物館所蔵「東寺関係文書」となっている。以下の早稲田大学図書館現蔵の二通は、早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上・下(吉川弘文館、一九七八・八〇年)・福井俊彦編『早稲田大学蔵資料影印叢書 古文書集』一〜三(早稲田大学出版部、一九八五・八六年) には未収で、荻野氏没後に寄贈された分として、早稲田大学図書館編『荻野三七彦旧蔵資料目録』(一九九八年)「醍醐寺地藏院文書」一卷「A三」として著録。

なお没後寄贈分の「藤原師通御教書」[A一]も地藏院旧蔵文書の一部(森田氏旧蔵)で、紙背が嘉保三年(一〇九四) 六月二十五日の伴僧張文写で孔雀経法にかかっているものであり(『大日本史料』第三編四冊参照、端裏「張文(兩言宮在之)」とあって、請雨法関連として一具になっていたようである。本文書については荻野三七彦「藤原師通御教書」(『日本中世古文書の研究』荻野三七彦博士還暦記念論文集刊行会、一九六四年。初出一九六一年) に詳しいが、伴僧張文は写で、紙背も年代が少し降って勝賢充あたりの頃のものと思われる。

この他に森田氏所蔵のうちに入らなかった地藏院旧蔵文書として、史料編纂所

架蔵写真帳『平岡定海氏所蔵史料』二 [617065-11-2] に収める二通がある。

・[建保三年六月神泉苑請雨経御修法] 伴僧張文

・[大日本史料] 第四編一三冊六二七頁参照

・文永十年十月二十八日地藏院親快讓状

遠藤基郎「平岡定海氏所蔵史料の調査・撮影」(『東京大学史料編纂所報』三六、二〇〇〇年) 七〇・七一頁参照。

(4) 高田義人「平安時代における宿紙と紙屋紙」(『古文书研究』五二、二〇〇〇年)。

(5) 末柄豊「室町時代の宿紙について」(『科研費報告書』『禅宗寺院文書の古文书学的研究』研究代表者・保立道久、二〇〇五年)。本所ホームページ内にPDF掲載。

(6) 五月廿四日・廿九日・六月十四日付の三通(『大日本古文书』東大寺文書二(東南院文書二) 四〇九〜四一一号)を収める。藤田英孝「繪旨の発生」(『神道史研究』二二・四、一九七五年)にて、『大日本古文书』で円融天皇繪旨とするのは誤りと指摘される。

(7) 平正盛の卒日は、高橋昌明『清盛以前』(平凡社、一九八四年。増補改訂、文理閣、二〇〇四年)が保安二年四月二日として定説となっている。終見は保安元年十二月十四日の京官除目での讃岐守転任とされ、『大日本史料』第三編二十五冊でもここに卒伝を掲げるが、香川県東かがわ市の水主神社所蔵大般若経函底墨書(『香川県史』八・資料編、古代・中世史料、一九八六年、九七五頁以下)に「保安二年之春、平前司(正盛)之時」と見えるのは、一定の信頼のおける記述と考えられる。

(8) 『花押かがみ』一冊二二四頁に康和二年八月の官宣旨二通の花押を掲載。院宣の花押は官宣旨の花押の下半に相当する部分しか書かれませんが、基本的な構成が近く、略体の花押と見なせるか。『伊賀市史』四(二〇〇八年) 古代三三八号は保安三年を踏襲。

(9) 仲田順和編『和紙に見る日本の文化』(醍醐寺、二〇〇四年) No.3、奈良国立博物館編『国宝 醍醐寺のすべて』(二〇一四年) No.167、九州国立博物館・サントリ美術館編『京都・醍醐寺 真言密教の宇宙』(二〇一八年) No.89などにカラー図版掲載。前掲注6藤田論文以前は、薄墨色の宿紙の初例とされており、これら図録も踏襲する。後掲注(21) 湯山著も実質的に同内容。

(10) 同十五日の『大日本古文书』東大寺文書二(東南院文書二) 四〇八号と一連の文書で、森哲也「定海と琳実―二人の僧別当―」(『日本歴史』七九七、二〇一四年)に紹介・検討があり、奉者がともに藏人の平範家で、そのため院宣に宿紙を用いたと考えられている。

(11) 礼紙は別れて東南院文書「第六櫃三卷」一六条天皇繪旨(?) 追書(『大日本古

文書』東大寺文書三(東南院文書三) 七二六号)として収める。

(12) 『大日本古文书』東大寺文書三(東南院文書三) 七二五号、『平安遺文』四〇〇七号。

(13) 『平安遺文』一三三九号は白河本の写により採録。

(14) 宮内庁書陵部所蔵壬生家文書「五二二・二〇〇」[四角四堺鬼気祭文書]のうち、「圖書寮叢刊 壬生家文書」九冊二五六四号。史料編纂所架蔵写真帳 [617188-8] および『平安遺文』未収。

(15) 宮内庁書陵部所蔵壬生家文書「壬・一〇〇二」[諸社奉幣関係文書]のうち、「圖書寮叢刊 壬生家文書」九冊二五四四・二五四五号、史料編纂所架蔵写真帳 [617188-8・21]。『鎌倉遺文』未収。

(16) 未成卷文書第一〇部三〇九号、『鎌倉遺文』補三八九号。

(17) 『大日本古文书』東大寺文書三(東南院文書三) 七三一号、『鎌倉遺文』一三三二五号。

(18) 『大日本古文书』島津家文書一冊一六六・一六七号、『鎌倉遺文』一三三二・一三三三二五号。現状では卷子装で調査に限界がある。

(19) 『大日本古文书』醍醐寺文書十一冊二四六四号。『鎌倉遺文』未収。奉者は勘解由次官(平)棟基。

(20) 藏人や藏人所との関係を問わないものとして、最近、原本を週目した例では、東京国立博物館所蔵「仏説像法決疑経」[B3881] 一卷。院政期書写で、仁平四年(一一五四) 尋範の二校寫書があり、下限が押さえられる。『東京国立博物館図版目録』古写経篇(二〇一一年) No.367 (図版はモノクロ)。

(21) 湯山賢一「古文书の研究 料紙論・筆跡論」(青史出版、二〇一七年) 第二章「古文书料紙論」第三節「我が国に於ける料紙の歴史について」、同編「古文书料紙論叢」(勉誠出版、二〇一七年) 二五頁。

(22) 韓允熙・江前敏晴・高島晶彦・保立道久・磯貝明「中世大徳寺文書に見る和紙の表裏と書状の関係」(『日本史研究』五七九、二〇一〇年)。

(23) 主要なものとして、横内裕人「日本中世の仏教と東アジア」(塙書房、二〇〇八年) 第一部第一章、増記隆介「院政期仏画と唐宋絵画」 第二部第一章(中央公論美術出版、二〇一五年) ステイブンプン・トレンソン「祈雨・宝珠・龍」(京都大学学術出版会、二〇一六年) 第一部第六章、上島享「密教修法の構成・特質と中世寺院社会―孔雀経法を通して―」(道元徹心編『日本仏教の展開とその造形』法蔵館、二〇二〇年) を参照。

【付記】 本稿は、科学研究費補助金・基盤研究(S)「天皇家・公家文庫取蔵史料の高度利用化と日本目録学の進展」(研究代表者・田島公) による成果の一部である。